

資料3

不正アクセス防止対策に関する官民意見集約委員会設置要綱（案）

1 趣旨

不正アクセス行為に関する新たな手口の出現やコンピュータ・ネットワークをめぐる情勢の変化等を踏まえ、不正アクセス行為に係る情報を収集・共有して不正アクセス行為に係る実態を詳細かつ正確に把握するとともに、不正アクセス行為に係る実態の把握を踏まえて問題点を抽出し、不正アクセス防止対策の官民の役割分担や連携施策の検討を行う必要がある。そこで、社会全体としての不正アクセス防止対策の推進に当たって必要となる施策に関して、現状の課題や改善方策について官民の意見を集約するため、官民意見集約委員会（以下「官民ボード」という。）を設置する。

2 構成及び運営

- (1) 官民ボードの構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 官民ボードの審議については、構成員全体の会議（以下「全体会議」という。）の出席構成員の全会一致により決定する。
- (3) 官民ボードには、全体会議の決定により、個別具体的な事項を検討するため、構成員の各担当者によるワーキング・グループを置くことができる。
- (4) 全体会議は、原則として、公開とする。

3 庶務

官民ボードの庶務は、警察庁、総務省及び経済産業省において共同で処理する。

< 別紙 >

不正アクセス防止対策に関する官民意見集約委員会構成員

- ・ 株式会社ラック
- ・ セコムトラストシステムズ株式会社
- ・ 伊藤忠テクノソリューションズ株式会社
- ・ 株式会社シマンテック
- ・ トレンドマイクロ株式会社
- ・ マカフィー株式会社
- ・ チェック・ポイント株式会社
- ・ 日本マイクロソフト株式会社
- ・ 日本アイ・ビー・エム株式会社
- ・ 日本ヒューレット・パカード株式会社
- ・ 日本電気株式会社
- ・ 株式会社日立製作所
- ・ ヤフー株式会社
- ・ 株式会社JCB
- ・ データセンター協会
- ・ ISOG - J
- ・ AIST（産業技術総合研究所）
- ・ IPA（情報処理推進機構）企画グループ
- ・ IPA（情報処理推進機構）技術ラボラトリー
- ・ JPCERTコーディネーションセンター
- ・ フィッシング対策協議会
- ・ NICT（情報通信研究機構）
- ・ 電気通信事業者協会
- ・ テレコムサービス協会
- ・ 日本インターネットプロバイダー協会
- ・ 日本ケーブルテレビ連盟
- ・ 日本オンラインゲーム協会

- ・ 警察庁
- ・ 総務省
- ・ 経済産業省
- ・ 内閣官房情報セキュリティセンター（オブザーバ）